

一般社団法人日本臨床宗教師会 教育プログラム細則

(主旨)

第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条に基づき、臨床宗教師を養成する教育プログラムとその指導者について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度に関連して、臨床宗教師を養成する教育プログラムを認定し、その指導者を登録するための具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

(教育プログラム認定委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、教育プログラム認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(臨床宗教師養成教育プログラム)

第4条 本法人は、学校法人やその他公益団体が主催する、下記①～⑤を教育目標として臨床宗教師を養成する教育課程・研修・講座・コース等を、「臨床宗教師養成教育プログラム」（以下「教育プログラム」という）として認定する。なお、宗教法人など宗教団体が主催する教育プログラムについては、他の学校法人等との連携を条件とする。

- ① 「傾聴」と「スピリチュアルケア」の能力向上
- ② 「宗教間対話」「宗教協力」の能力向上
- ③ 自らの死生観と人生観を養う
- ④ 宗教者以外の諸機関との連携方法を学ぶ
- ⑤ 「宗教的ケア」の姿勢と提供方法を学ぶ

(臨床宗教師研修指導者)

第5条 本細則において、教育プログラムにおける演習科目（演習／グループワーク／会話記録検討会／スーパービジョン）の担当者を「臨床宗教師研修指導者」（以

下「研修指導者」とする)と呼ぶ。

(教育プログラム認定基準)

第6条 教育プログラムを認定する条件は以下の通りである。

- (1) 倫理、宗教に関する講義を含む基礎科目10時間以上
- (2) スピリチュアルケア、グリーフケアに関する講義を含む専門科目10時間以上
- (3) 公共空間での実習30時間以上
- (4) 本法人に登録された研修指導者が担当する演習20時間以上
- (5) 教育プログラム実施に関わる倫理委員会設置
- (6) 宗教活動がそのまますべてスピリチュアルケアであるとする理解は、臨床宗教師倫理綱領・倫理規約(ガイドライン)の内容と矛盾することに留意して、上記(1)～(4)には以下の①～⑤の教育内容をすべて含むものとする
 - ① 臨床宗教師倫理綱領・倫理規約(ガイドライン)に関する講義
 - ② 「民間信仰論」「現代宗教論」など、特定の宗教観を越えて現代人の宗教観を概観する講義
 - ③ 「宗教間対話」や「宗教協力」に関する講義、演習もしくは実習
 - ④ 公共空間において実施され、個人面談を主目的とする実習
 - ⑤ 実習での体験を振り返るための実習指導

(教育プログラム認定方法)

第7条 教育プログラムを認定するプロセスは以下の通りである。

- ① 本細則第6条の条件を満たした教育組織が、本法人の賛助会員(団体)として入会する。
- ② 本細則第5条の条件を満たした教育組織が、本細則第8条に定める書類をすべて提出する。
- ③ 委員会が主催する会議において、すべての教育プログラムの代表者が出席し、相互認定を行う。
- ④ 認定する条件を満たした教育プログラムについて、教育プログラム認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

(教育プログラム認定条件)

第8条 教育プログラムを認定する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 教育プログラム認定申請書： 本会所定の書式

(2) 教育組織の基本データ： 教育組織名、代表者名、事務担当者名、教育組織所在地、設立と沿革、教育組織の目的・ミッション等を記した本会所定の書式

(3) 教育プログラム・教育担当者一覧： 本会所定の書式

① 講義科目一覧と担当者名、所属・職位

② 研修指導者一覧（演習科目の担当者名と所属・職位）

③ 教育領域表（本細則第5条に定めた教育領域—基礎科目・専門科目・実習科目・演習科目—に従った時間数）

④ 教育課程表（臨床宗教師養成の理念と目標、学位／修了証授与の方針、教育課程—基礎科目・専門科目・実習科目・演習科目—の概要）

（研修指導者の登録）

第9条 教育プログラムにおいては、継続して演習科目を担当する1名以上の会員を研修指導者として登録しなければならない。

（研修指導者の登録条件）

第10条 研修指導者を登録する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書： 学籍、職歴、教育歴、対人援助に関する研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、社会活動を明記。本法人所定の書式。

(2) 業績書： 著書、論文、報告書、講義、講演等

(3) 教育組織による推薦書： 本法人所定の書式。

(4) 日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(5) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

（研修指導者登録の費用）

第11条 本細則の第9条及び第10条で定められた研修指導者を登録する際、登録手

数費は無料とする。

(教育プログラム認定の費用)

第12条 本細則の第6条、第7条及び第8条で定められた教育プログラムの認定を受ける際、認定審査費は無料とする。

(教育プログラム認定証の授与)

第13条 教育プログラム認定の条件を満たした教育組織について、教育プログラム認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で認定証が授与される。

(細則の改定)

第14条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、平成30年3月5日より施行する。
2. 本細則は、令和6年4月13日より改正・施行する。